

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がともに「仕事と子育て」を両立させ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025（令和7）年4月1日 ～ 2030（令和12）年3月31日【5年間】

2. 内 容

<目標1>

男性従業員の育児休業取得率 100%を達成する。

<目標2>

残業時間を 10%削減する。

以上